

令和8年
(2026年)

9月1日改正道路交通法施行令施行により、 生活道路における自動車の 法定速度30km/hへ引き下げ！



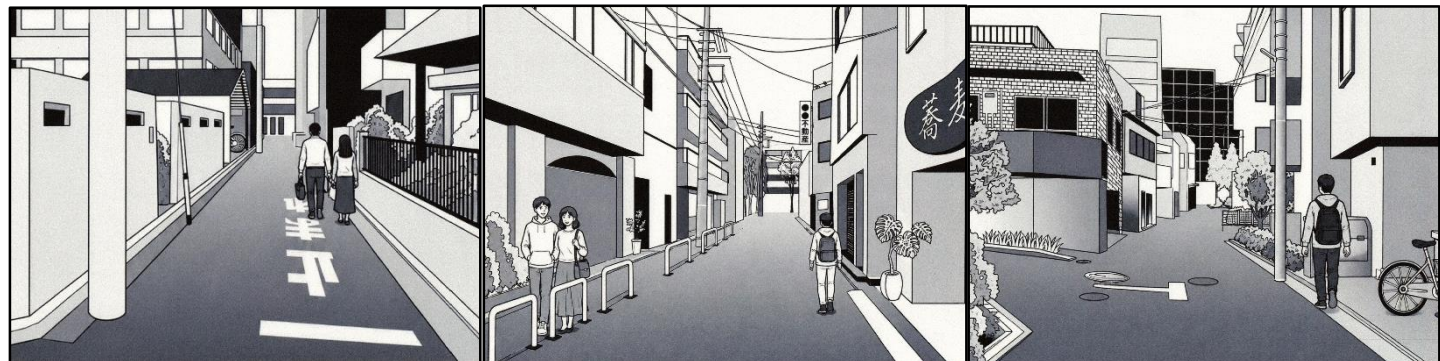
「生活道路」は、地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などが無い狭い道路です。

歩行者や自転車、ご近所の皆さんが安心して通行するための大切な道路です。

スピードを控え、思いやりを持った運転をお願いします。



※標識で速度制限が示されていない生活道路ではこの「法定速度」が適用されます。



生活道路とは、

地域住民の日常生活に利用される道路
中央線や中央分離帯などが無い道路

のことです。

通学路や民家・商店が多い場所ではとくに、歩行者・自転車の方々を守るために安全な速度で運転するようにしましょう。

■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の
引下げについて

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



次のような道路の法定速度は、引き続き60km/hです。

- 中央線や車両通行帯が設けられている一般道路
- 中央分離帯等が設けられ、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線を除いたもの
- 自動車専用道路

兵庫県警察